

# 猫の

大切なペットと   
楽しく暮らすために

# 正しい飼い方

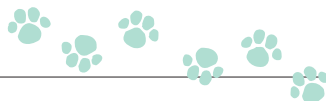


千葉県





# 猫と暮らすために



これまでは、猫は放して飼うのが普通でしたが、都市化が進み、住宅事情が変化する中で、猫の放し飼いによる迷惑問題についての近隣の住民からの苦情が、保健所へ多く寄せられています。

人と猫との調和のとれた住みやすい町づくりのため、猫の適正な飼養に努めましょう。

## (1) 猫の県への収容・処分

猫を継続して飼うことができなくなったり、新しい飼い主を見つけられなかった場合に、県へ引取り依頼する飼い主が多くいます。この時、引取られる猫の大半は、生まれたばかりの子猫です。

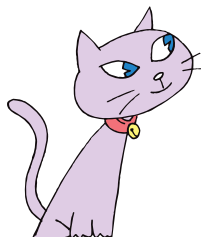
## (2) 猫に関する苦情等の状況 (平成23年度 県内)

苦情内容	件数
農作物の被害	80
住居・庭園の被害	405
捕獲依頼	514
鳴き声	87
汚物・悪臭	428
その他	908
合計	2,422

	成猫	子猫	合計
引取り 依頼頭数	407	3,658	4,065
負傷収容			227
致死処分 頭数			3,723

※収容された数と処分された数は一致しません。

※千葉県・船橋市・柏市の数を除く





# 猫を飼う前に考えること

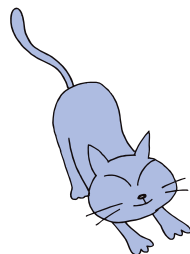


- ① あなたの家の周囲は猫を飼える環境ですか？ 近所に迷惑がかりませんか？
- ② 猫の寿命は10年以上です。一生愛情と責任をもって飼うことができますか？
- ③ 家族構成の変化や転居など、将来のことも考えていますか？
- ④ 「かわいい」、「かわいそう」等の衝動的な感情で飼おうとしていませんか？
- ⑤ 毎日の餌代だけでなく、不妊・去勢の手術費・病気の治療費等も払えますか？

家族全員で十分に検討しましょう。

## 猫の本能・習性

- ① 猫は夜行性です。  
昼間は寝ていることが多く、夜に活動が活発になります。
- ② 発情期があります。  
メスは、年に数回発情します。その都度妊娠することができます。
- ③ 縄張り争いをします。  
オスは縄張りを持ち、特にメスの発情期に活動範囲が広がり、けんかも増えます。
- ④ 好みのトイレがあります。  
やわらかい土・砂地を好みます。
- ⑤ 爪を研ぎます。  
気分がリラックスしたり、高揚したときなどに見られる行動です。
- ⑥ 性質は気ままで、気まぐれです。  
神経が繊細で、急激な環境の変化、突然の大きな音・騒音などを嫌います。





# 飼い主の方へ



## 飼い主は、猫と社会に対して責任があります。

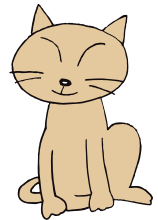
飼い主は猫の性質を理解した上で、家族の一員として最後まで面倒をみる責任があります。また、飼っている猫が近隣に迷惑をかけないように、猫の行動についての社会に対する責任があります。

### 1. 屋内飼育のすすめ。

猫にとって、外は危険がいっぱいですが、屋内飼育で防ぐことができます。

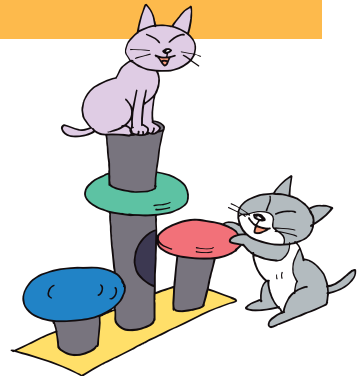
#### 屋内飼育のメリット

- 1 迷惑の防止：庭やごみ荒し・糞尿・鳴き声など近所への迷惑が防げます。
- 2 事故の防止：交通事故や感染症、猫同士のけんか、迷子などを防止できます。
- 3 繁殖の防止：屋外飼育では、知らない間に妊娠していることがあります。



#### 屋内飼育の留意点

- 1 食事・トイレ・遊び・休憩等の場所を提供しましょう。
- 2 排泄のしつけをしましょう。
- 3 立体的な運動ができる構造などを用意して、ストレスを解消しましょう。
- 4 窓、ドアなどの開閉に注意し、猫が逃げ出さないようにしましょう。



子猫の時から屋内飼育をするようにしましょう。屋外飼育をしていた成猫でも、根気よくしつければ屋内飼育猫になることができます。

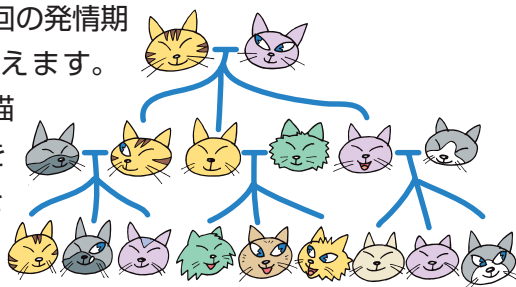


## 2. 不妊・去勢手術は飼い主の責任です。

千葉県の猫の致死処分頭数は全国上位であり、そのほとんどは子猫です。生まれたけれど飼いきれない子猫は、飼い主の手で保健所に引取り依頼されて処分されます。処分するために子猫を生ませていませんか。また、飼いきれなくて、捨てていませんか。

猫は自然にしておくと、年に数回の発情期があり、あっという間に数が増えます。

また、捨ててしまうことで、野良猫の数も増えます。このような状況をなくすためには、飼い主が責任をもって、猫に不妊・去勢手術をしなければなりません。



### 不妊・去勢手術のメリット

- ①望まない子猫が生まれることがありません。
- ②ストレスが軽減され、性格が穏やかになり飼育しやすくなるとともに、屋内飼育が容易となり、長生きできると言われています。
- ③オスの場合には、尿スプレーや発情期の鳴き声などの問題行動が軽減します。

## 3. 所有者を明示しましょう。

所有者明示の方法には、首輪、名札などがありますが、県では、脱落又は消失するおそれのないマクロチップ（電子標識器具）の装着を推進しています。

## 4. 絶対に捨てないでください。

### 最後まで責任をもって飼養してください

猫を飼い始めるときに、どのように考えたか思い出してください。猫も家族の一員です。猫の一生に責任をもって、最後まで飼わなければなりません。また、猫を捨てることは、「動物の愛護及び管理に関する法律」により禁止され、捨てた場合には罰せられることがあります。



# どうしても飼えなくなった場合には



## 1. 新しい飼い主を探してください。

最後まで飼うことが飼い主の責任ですが、やむを得ず飼いつけることができなくなった場合には、飼い主の責任で、責任ある飼い方をしてくれる新しい飼い主を探してください。

例えば、知人に声をかける、市や地域新聞などに広告を出す、ペットショップや動物病院に張り紙を貼ってもらうことなどを試みてみましょう。

また、県動物愛護センターでは「飼い主さがしの会」事業を、千葉県動物保護管理協会では「新しい飼い主紹介」事業を実施しています。

それでも新しい飼い主が見つからなかった場合には、県では「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、引取りを行っていますので、絶対に猫を捨てないで、引取りを依頼してください。

ただし、そのほとんどは致死処分となることを覚悟してください。

## 2. 子猫の譲渡について

母猫から乳をもらっている間は譲渡を避け、社会化期（生後3～9週齢）を経てから譲渡しましょう。

社会化期は、猫の社会のルールを学ぶ時期であり、この時期の環境が後々の性格などに影響を与えます。

また、子猫をもらってもらえる予定がない場合には、親猫にあらかじめ不妊・去勢手術をしてください。





## 野良猫に餌を与えている方へ

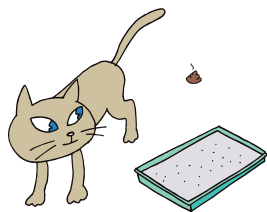


善意から野良猫に餌を与えることは、悪いことはありません。  
しかし、餌を与えるだけの管理は、飼い主不明の猫が集まり、  
子猫が生まれてしまい、かえって野良猫が増えてしまいます。

そして、庭・ごみ荒らしや糞尿などにより近所に迷惑をかけることとなります。

餌を与える方は、次のことを守ってください。

- ①不妊・去勢手術を実施し、これ以上増えないようにしましょう。
- ②餌やり場は地域住民に迷惑のかからない場所に固定しましょう。
- ③猫用トイレを設置しましょう。
- ④清潔にして、ハエなどの衛生害虫の発生を防止しましょう（置き餌は止め、排泄物の処理はこまめに行う）。
- ⑤新しい飼い主を探しましょう。目標は家猫です。
- ⑥周辺住民の理解を得る努力をしましょう（自治会・町内会単位で）。
- ⑦ルールを決めましょう（人と猫が地域で共存できるように、地域でルールを作る）。
- ⑧一人で悩まず、理解ある仲間を増やしましょう。



# 猫等に関する相談の連絡先 (千葉県内にお住まいの方)

健康福祉センター（保健所）	住所	電話
習志野健康福祉センター	習志野市本大久保5-7-14	047-475-5154
市川健康福祉センター	市川市南八幡5-11-22	047-377-1101
松戸健康福祉センター	松戸市小根本7	047-361-2139
野田健康福祉センター	野田市柳沢24	04-7124-8155
印旛健康福祉センター	佐倉市籾木仲田町8-1	043-483-1137
印旛健康福祉センター成田支所	成田市加良部3-3-1	0476-26-7231
香取健康福祉センター	香取市佐原口2127	0478-52-9161
海匝健康福祉センター	銚子市栄町2-2-1	0479-22-0206
海匝健康福祉センター 八日市場地域保健センター	匝瑳市八日市場イ2119-1	0479-72-1281
山武健康福祉センター	東金市東金907-1	0475-54-0611
長生健康福祉センター	茂原市茂原1102-1	0475-22-5167
夷隅健康福祉センター	勝浦市出水1224	0470-73-0145
安房健康福祉センター	館山市北条1093-1	0470-22-4511
安房健康福祉センター 鴨川地域保健センター	鴨川市横渚1457-1	04-7092-4511
君津健康福祉センター	木更津市新田3-4-34	0438-22-3745
市原健康福祉センター	市原市五井1309	0436-21-6391
動物愛護センター	富里市御料709-1	0476-93-5711
動物愛護センター東葛飾支所	柏市高柳1018-6	04-7191-0050

千葉市内、船橋市内又は柏市内については各市の次の機関にご相談ください。

千葉市動物保護指導センター	千葉市稲毛区宮野木町445-1	043-258-7817
船橋市動物愛護指導センター	船橋市潮見町32-2	047-435-3916
柏市保健所	柏市柏255	04-7167-1259

発行：千葉県健康福祉部衛生指導課 電話：043-223-2642

## 参考 犬の正しい飼い方・しつけ方教室等のご案内

千葉県動物愛護センター及び千葉県動物愛護センター東葛飾支所では、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」、「愛犬・愛猫教室」や「飼い主さがしの会」等を実施しています。

財団法人千葉県動物保護管理協会(043-214-7814)では、犬・猫の飼い方、しつけ方、新しい飼い主探し等の相談を受け付けています。